

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

○放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資料の提出）</p> <p>第七条 法第七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者又は有料放送管理事業者（法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第六号において同じ。）に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者又は法第三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）</p> <p>イ 第一号イ及びロに掲げる事項</p> <p>ロ 第一号ハに掲げる事項</p> <p>ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の</p>	<p>（資料の提出）</p> <p>第七条 法第七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 一般放送事業者 次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者又は法第三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）</p> <p>イ 第一号イ及びロに掲げる事項</p> <p>ロ 第一号ハに掲げる事項</p> <p>ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の</p>

同意に関する事項

二 法第四百十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項

ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定する事項

五 (略)

六 有料放送管理事業者 法第五百十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第五百一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第五百十五条の規定による業務の実施方針に策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項

2 | 法第七百七十五条の規定により都道府県知事が小規模施設特定有線一般

放送事業者に対し資料の提出を求めることができる事項は、前項第四号ハに掲げる事項とする。

同意に関する事項

二 法第四百十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項

ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定する事項

五 (略)

六 有料放送管理事業者(法第五百十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。) 法第五百十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第五百一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第五百十五条の規定による業務の実施方針に策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項

改正案	現行
<p>（資料の提出等の要求）</p> <p>第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係都道府県知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>（資料の提出等の要求）</p> <p>第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>